

令和 5 年 4 月 4 日

関係者の皆様へ

「暴力団等反社会的勢力排除宣言」の採択に関するお知らせ

医療法人社団心和会  
理事長 荒井 泰助

上記代理人弁護士 園部洋士

上記代理人弁護士 高橋修平

上記代理人弁護士 清水 修

謹告

当法人においては、当法人の外部の者による前理事長に対する度重なる詐欺・恐喝等の不当介入を受ける事態を招いてしまい、当法人に損失が生じました。

皆様に対しましては、大変なご心配、ご迷惑をお掛けするところとなり、誠に申し訳なく心より深くお詫び申し上げます。

こうした事態を受け、当法人は、反社会的勢力関係者との決別をすべく、民事介入暴力の専門家である弁護士や事業再生専門家弁護士の指導と、千葉県警察本部や警視庁の指導の下、反社会的勢力排除のための各種法的措置を講じ、当法人に対し、不当な介入をする第三者との関係を一切遮断しています。

また、今般、こうした事態の再発防止のために、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日の政府指針) 及び「千葉県暴力団排除条例」(平成 23 年 4 月 1 日施行) の主旨に則り、地域医療の重要な担い手としての社会的責任を果たすべく、別紙のとおり「暴力団等反社会的勢力に対する基本方針」を宣言いたします。

関係者の皆様方におかれましては、社会的信頼の回復に向けて全力を挙げて取り組む所存ですので、当法人の再建に向けてご支援、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

# 暴力団等反社会的勢力排除宣言

医療法人社団心和会（以下「本法人」と記す）は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日の政府指針）及び「千葉県暴力団排除条例」（平成23年4月1日施行）の主旨に則り、地域医療の重要な担い手としての社会的責任を果たすべく、下記のとおり暴力団等反社会的勢力に対する基本方針を宣言いたします。

## 反社会的勢力排除の宣言

本法人は、社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはこれらに密接した関係者および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者など（以下、「反社会的勢力」という）からの不当要求、不当介在等に対しては毅然とした姿勢で臨みます。

本法人は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、また万一それらとの関係が存在することが判明した際に適切な対応が行えるよう、次の事項を基本方針として、反社会的勢力を排除することを宣言します。

## 基本理念

本法人は、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」、「暴力団と交際しない」ことを理念とし、これを徹底します。

1. 本法人は、反社会的勢力排除の重要性を認識し、関係法令等を遵守するため、態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力排除について周知徹底を図ります。
2. 本法人は、反社会的勢力に対し、対応する役職員の安全を確保し、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
3. 本法人は、反社会的勢力との雇用契約その他一切の労働契約、委任契約及びこれに準ずる契約を締結せず、不当要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で対応します。
4. 本法人は、反社会的勢力による被害を防止するため、平素より外部専門機関（警察（千葉県警察等）、暴力追放推進運動センター（千葉県暴力団追放県民会議等）、弁護士等）との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求に対しては、外部専門機関と連携して、排除に努めます。

5. 本法人は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引等を一切行いません。

## 契約における措置

本法人は、反社会的勢力の活動を助長しないよう、また反社会的勢力の運営に資することとならないよう、契約においては、相手方等（代理、媒介者、その他関係者）ならびに相手方の下請け人等が反社会的勢力でないことを確認します。

また、契約相手ならびにその下請け人等が反社会的勢力と判明した場合、催告なしに契約を解除することができるよう、契約書への暴排条項の挿入、表明確約書の提出依頼など、暴力団等関係者の関与を防止するために、必要な措置をとります。

令和5年4月3日  
医療法人社団心和会  
理事長 荒井 泰助